

米沢ヘリポート空港供用規程

空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項の規定に基づき、米沢ヘリポート空港供用規程を次のとおり定める。

（運用時間等）

第1条 米沢ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）の運用時間は、9時から17時（日没が17時前であるときは、日没の時刻）までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。

2 ヘリポート機能施設等の営業時間及び駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットその他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

（ヘリポートの概要）

第2条 ヘリポートの施設の概要は、次に規定するところによるものとする。

滑走路（長さ×幅）	25 m×20 m
最大離陸重量	9 t
エプロン	2 バース（中型機用）
I L S 施設	なし

（ヘリポートが提供するサービスの内容に関する情報）

第3条 次に掲げるヘリポートが提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットその他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

- (1)ヘリポートが提供するサービスに係る施設に関する情報
- (2)ヘリポートの管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の空港に関する情報
- (3)前2号に掲げるもののほか、地震災害等の緊急時にヘリポートが提供するサービスその他の空港が提供するサービスの内容に関する情報

（サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項）

第4条 ヘリポートが提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、米沢ヘリポート条例（平成3年山形県条例第76号）及び同条例施行規則（平成4年山形県規則第31号）の定めるところによる。

附 則

この米沢ヘリポート空港供用規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この米沢ヘリポート空港供用規程は、平成24年3月1日から施行する。